

令和元年7月31日

(第5回臨時会)

美瑛町議会議案

議 案 目 次

議案第1号	美瑛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 について	----- 1
議案第2号	美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基 準を定める条例の一部改正について	----- 2~ 3
議案第3号	令和元年度美瑛町一般会計補正予算について	----- 4~11
議案第4号	請負契約の締結について	-----12
議案第5号	請負契約の締結について	-----13
議案第6号	財産の取得について	-----14
議案第7号	財産の処分について	-----15

議案第1号

美瑛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

美瑛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年7月31日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

美瑛町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和51年美瑛町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金の利率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 据置期間中は、無利子とする。
- （2） 据置期間経過後は、延滞の場合を除き年3パーセント以内とし規則で定める率とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、町長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

議案第 2 号

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 7 月 3 1 日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美瑛町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年美瑛町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「適用しないことができる」を「適用しないこととすることができる」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 4 町長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。
- 5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 59 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が 20 人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - (2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とす

る施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項第4号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「附則第2条第2項において同じ。」を削る。

第37条第2号中「(平成24年法律第65号)」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条第2項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削り、「施行日から起算して10年を経過する日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「平成32年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

令和元年度 美瑛町一般会計補正予算（第2号）

令和元年度美瑛町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,280,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,880,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年7月31日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 道支出金		891,459	1,265,987	2,157,446
	2 道補助金	656,163	1,265,987	1,922,150
16 寄附金		10,354	5,824	16,178
	1 寄附金	10,354	5,824	16,178
17 繰入金		340,417	1,059	341,476
	1 繰入金	340,417	1,059	341,476
18 繰越金		89,631	7,630	97,261
	1 繰越金	89,631	7,630	97,261
歳入合計		9,599,700	1,280,500	10,880,200

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,764,214	7,468	1,771,682
	1 総務管理費	1,705,226	7,435	1,712,661
	4 選挙費	27,562	33	27,595
3 民生費		1,326,973	162	1,327,135
	1 社会福祉費	569,184	162	569,346
6 農林水産業費		853,963	1,265,987	2,119,950
	1 農業費	555,341	1,265,987	1,821,328
7 商工費		535,173	1,059	536,232
	2 文化スポーツ振興費	136,165	1,059	137,224
12 諸支出金		454,995	5,824	460,819
	1 普通財産取得費	10,729	5,824	16,553
歳出合計		9,599,700	1,280,500	10,880,200

歳入歳出補正予算事項別明細書

(歳入)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		道支出金	891,459	1,265,987	2,157,446
	2	道補助金	656,163	1,265,987	1,922,150
	4	農林水産業費補助金	568,949	1,265,987	1,834,936
16		寄附金	10,354	5,824	16,178
	1	寄附金	10,354	5,824	16,178
	1	寄附金	10,354	5,824	16,178
17		繰入金	340,417	1,059	341,476
	1	繰入金	340,417	1,059	341,476
	1	繰入金	340,417	1,059	341,476
18		繰越金	89,631	7,630	97,261
	1	繰越金	89,631	7,630	97,261
	1	繰越金	89,631	7,630	97,261

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 農業費補助金	1,265,987	1 産地パワーアップ事業補助金 2 畑作構造転換事業補助金	1,264,257 1,730
1 寄 附 金	5,824	1 まちづくり寄附金	
1 繰 入 金	1,059	1 丘のまちびえいまちづくり基金繰入金	
1 繰 越 金	7,630	1 前年度繰越金	

(歳出)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
2					
1	総務費	1,764,214	7,468	1,771,682	7,468
	総務管理費	1,705,226	7,435	1,712,661	7,435
1	職員給与費	1,199,357	3,195	1,202,552	3,195
2	一般管理費	64,886	1,356	66,242	1,356
5	財産管理費	73,325	1,580	74,905	1,580
12	諸 費	88,839	1,304	90,143	1,304
4	選挙費	27,562	33	27,595	33
1	選挙管理委員会費	1,695	33	1,728	33

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 負担金補助 及び交付金	3,195	1 みんなで歩むまちづくり (1) 退職手当組合特別負担金 19 負担金 (人)	3,195 3,195 (3,195)
12 役 務 費 19 負担金補助 及び交付金	326 1,030	1 みんなで歩むまちづくり (1) 行政区会館運営費補助事業 19 補助金 (補) (2) 一般管理事業 12 通信運搬費 (物)	1,356 1,030 (1,030) 326 (326)
18 備品購入費	1,580	1 みんなで歩むまちづくり (1) 庁舎維持管理事業 18 備品購入費 (物)	1,580 1,580 (1,580)
8 報 償 費 11 需 用 費 23 償還金利子 及び割引料	1,094 10 200	1 みんなで歩むまちづくり (1) 開拓記念式典事業 8 報償 (物) 11 消耗品費 (物) (2) 過年度歳入過誤納還付金 23 償還金利子及び割引料 (補) (3) まちづくり寄附管理事業 8 報償 (物)	1,304 510 (500) (10) 200 (200) 594 (594)
1 報 酬	33	1 みんなで歩むまちづくり (1) 選挙管理委員会事業 1 委員報酬	33 33 (33)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		民生費	1,326,973	162	1,327,135		162
	1	社会福祉費	569,184	162	569,346		162
		3 障害者福祉費	381,715	162	381,877		162
6		農林水産業費	853,963	1,265,987	2,119,950	1,265,987	
	1	農業費	555,341	1,265,987	1,821,328	1,265,987	
		2 農業振興費	491,714	1,265,987	1,757,701	道支出金 1,265,987	
7		商工費	535,173	1,059	536,232	1,059	
	2	文化スポーツ振興費	136,165	1,059	137,224	1,059	
		7 保健体育施設費	83,317	1,059	84,376	繰入金 1,059	
12		諸支出金	454,995	5,824	460,819	5,824	
	1	普通財産取得費	10,729	5,824	16,553	5,824	
		8 丘のまちびえいまちづくり基金費	10,353	5,824	16,177	寄附金 5,824	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
13 委 託 料	162	1 とともに支え合うまちづくり (1) 障害者福祉管理事業 13 業務委託 (物)	162 162 (162)
19 負担金補助 及び交付金	1,265,987	1 足腰の強い産業づくり (1) 産地パワーアップ事業 19 補助金 (事) (2) 畑作構造転換事業 19 補助金 (事)	1,265,987 1,264,257 (1,264,257) 1,730 (1,730)
19 負担金補助 及び交付金	1,059	1 まちを動かす人づくり (1) 美瑛航空協会補助金 19 補助金 (補)	1,059 1,059 (1,059)
25 積 立 金	5,824	1 みんなで歩むまちづくり (1) 丘のまちびえいまちづくり基金の運用管理事業 25 積立金 (積)	5,824 5,824 (5,824)

議案第4号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年7月31日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

工事名	契約の方法	契約金額	契約先
美沢へき地保育所 建設工事	指名競争入札 による落札	円 82,500,000	美瑛町丸山1丁目7番6号 有限会社 新栄建設 代表取締役 領家 博昭

(参考資料)

工事内容	工 期	そ の 他
木造平屋建て 保育室2室、遊戯 室1室、職員室1 室 建築面積 247.32 m ² 延床面積 236.52 m ² 建築主体工事、電気設 備工事、機械設備工事 各一式	自 本契約の翌日 至 令和元年12月30日	入札指名業者名 1. 株式会社 アステック 2. 株式会社 清水組 3. 有限会社 新栄建設 4. 有限会社 大創ホーム 第1回目落札 (落札率 95.6%)

議案第5号

請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年7月31日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

工事名	契約の方法	契約金額	契 約 先
畜産担い手育成 総合整備事業(再 編整備事業) 草地及び施設 設置工事委託	随意契約	円 99,033,000	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林 孝

(参考資料)

工事内容	工 期	そ の 他
草地整備改良 草地造成改良	333.1ha 1.0ha	自 本契約の翌日 至 令和5年3月31日
		地方自治法施行令 第167条の2第 1項第2号による 随意契約

議案第6号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年7月31日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

取得財産	契約の方法	契約金額	契 約 先
家畜保護施設 (牛舎)	随意契約	円 206,317,000	札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 公益財団法人北海道農業公社 理事長 竹林 孝

(参考資料)

取得目的	品 目 ・ 取得期限
畜産担い手育成総合整備 事業(再編整備事業)に おける家畜保護施設の購 入	品 目 家畜保護施設(牛舎) 2,100.0 m ²
	取得期限 令和3年3月31日
	そ の 他 地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号による随意契約

議案第7号

財産の処分について

下記のとおり財産を処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年7月31日 提出

美瑛町長 角 和 浩 幸

記

処分財産	契約の方法	契約金額	契 約 先
家畜保護施設 (牛舎)	随意契約	円 206,317,000	美瑛町字美田第一 野田 幸伸

(参考資料)

処分目的	品 目 ・ 売払期限
畜産担い手育成総合整備 事業(再編整備事業)に おける家畜保護施設の売 払	品 目 家畜保護施設(牛舎) 2,100.0㎡
	売払期限 令和3年3月31日
	そ の 他 地方自治法施行令第167条の2第1 項第2号による随意契約

令和元年7月31日

美瑛町議会議長 佐藤晴観 様

美瑛町議会産業経済常任委員会

委員長 野村祐司

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、美瑛町議会会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号	件名	審査の結果
(議案第1号)	美瑛町森林環境譲与税基金条例の制定について	原案可決